

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和6年8月26日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

- 1.招 集 委 員 13名

- 2.出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋	善一	2 番	高橋	隆	3 番	山岸	誠
4 番	黒澤	ちよ子	5 番	本間	仁一	6 番	青木	憲一
8 番	伊藤	圭一	9 番	神尾	篤志	10 番	朝倉	善則
11 番	鈴木	正徳	12 番	渡沢	寿			

3. 欠 席 委 員 7 番 浅野 厚司 13 番 安達 芳紀

4. 出席事務局職員
- | | | |
|----------|---------|--------|
| 南陽市農業委員会 | 事務局 長 | 山内 美穂 |
| 同 上 | 事務局 長補佐 | 梅津 智也 |
| 同 上 | 農地係 長 | 嶋貫 信一郎 |

- | | | |
|------------|-------|--|
| 5. 付 議 事 件 | 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| | 日程第 2 | 会期の決定について |
| | 日程第 3 | 諸般の報告について |
| | 日程第 4 | 報第 1 2 号 南陽市認定農業者の認定について |
| | 日程第 5 | 議第 3 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について |
| | 日程第 6 | 議第 3 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| | 日程第 7 | 議第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| | 日程第 8 | 議第 3 3 号 非農地証明願いに対する可否について |

6.

(開会：ときに午後1時30分)

会議の要領
議長(高橋会長)

令和6年8月19日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、11名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、7番 浅野厚司委員、
13番 安達芳紀委員の2名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。2番 高橋隆委員、3番 山岸誠委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

2番 高橋 隆 委員

3番 山岸 誠 委員

議長(高橋会長)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長)

日程第4 報第12号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第12号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案については、南陽市とその他の市町等をまたいで農業を営営するような広域認定の場合は県の認定となるため、2ページの令和6年5月1日付け農第658号の3件、3ページの令和6年7月1日付け農第659号1件、及び4ページの令和6年7月29日付け農第754号1件について、山形県から南陽市長に対し、認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、それを受けて南陽市長から本委員会に対し、報告があったものであります。

また、5ページの令和6年7月19日付け農第657号で南陽市長から本委員会に対し、4件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第12号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 議第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し、賃借権設定1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第30号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページになります。
賃借権設定の申請となります。
1番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑、現況樹園地
1, 179㎡を新規の3年で、毎年7月31日支払、金納となっております。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、5番 本間仁一委員より報告をお願いします。

5番 (本間仁一委員) 25日に現地を確認してまいりました。
さくらんぼが作付けされており、草刈等の管理もしっかりなされ、周辺農地への影響はないことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第31号について、ご説明申し上げます。
議案書は7ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲字▲▲の畑 247㎡について、農作業場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
なお、申請地には、既に農作業場が建築されておりましたが、4条例外に該当する200㎡未満のもので、許可を要しないものとして判断できるものでした。
このたび、隣接地に住宅を建てる目的で5条転用の申請をする際に分筆を行ったところ、屋根の雪捨場が必要となったことから、200㎡を超え、247㎡になったため申請されたものです。なお、その経過を記した顛末書の提出を受けていることをご報告いたします。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、1番の現地調査について、8番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

8番 (伊藤圭一委員) 本案件については、8月19日に、私と神尾篤志委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で現地を確認してまいりました。
この案件については、嶋貫係長からの説明にあったとおり、既に作業小屋が建っていましたが、4条例外と判断できるもので、このたび分筆によって基準となる面積の200㎡を超えたために申請があったことを確認しました。顛末書もいただいておりますが、4条例外は許可案件ではないとはいえ、小屋を建てる時点でご一報いただければ誤解を受けなくて済むような案件だったと感じます。
現地は申請通りで問題なしと判断いたしました。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、使用貸借件設定1件、計3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第32号について、ご説明申し上げます。
議案書は8ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計287㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。なお、4条の案件の隣接地の申請になっています。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから、▲▲字▲▲ 畑 36.36㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

嶋貫農地係長

3 番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんが所有する、▲▲字▲▲の一部の田 1 2 2. 6 5 m²に使用貸借権設定し、駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

なお、申請地には、既に敷砂利がなされ、駐車場として利用されておりました。工事業者から、農振除外と農業委員会への申請が必要との説明を受けていたようですが、制度をよく理解できず、事前着工してしまったようです。そのため、始末書の提出を以って、農振除外手続きが完了したため、始末書付きで転用申請が提出されたものです。

以上です。

議長(高橋会長)

ここで、議第32号の現地調査について、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9 番
(神尾篤志委員)

8月19日に私と伊藤圭一委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、5条3件の現地調査を行いました。

3番の案件につきましては、説明にあった通り、既に砂利が敷かれて事前着工がされていきました。転用申請の前に農業振興地域の除外手続きが必要でしたが、結果的に始末書の提出により着工許可されたということです。転用申請についても、事前着工に至った経緯などについて始末書が提出されていることを確認いたしました。

転用申請については、全ての案件について申請通りであったことを確認いたしました。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

- 議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第33号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 山内事務局長 ただ今上程されました、議第33号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第33号につきまして、ご説明します。
議案書9ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外4筆 登記地目が畑、合計2,867㎡が、昭和51年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。
- 議長(高橋会長) ここで、1番の内、▲▲の2筆の現地調査について、8番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。
- 8番
(伊藤圭一委員) 8月22日に現地を確認してまいりました。
申請通り現地は山林に近い状態であることを確認いたしました。
- 議長(高橋会長) 次に、▲▲の3筆について、長谷部修推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 8月22日に長谷部委員よりご報告いただいております。
8月21日現地に向かわれたそうですが、山林で道路がなくなっており、近くの■■■■さんという方に聞き取りをして確認したということでした。
現地は山林化しており既に耕作できる状態にない、また作業小屋などもないということを確認したとご報告いただいております。
以上です。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和6年8月19日付け南農委告示第8号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後1時50分)